

「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」意見募集結果

No.	該当箇所	(案)のページ	意見内容	市の考え	(案)の修正
1	第2部 第1章	9	災害時の感染症対策 修正前「感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。」(p. 12) 修正案「感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、高齢者や障害者が安全に避難できるよう、避難所でのゾーニング、衛生管理、情報提供などの感染症対策を事前に計画・周知する。」	情報提供につきましては、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う (p. 34, 36) こととなっておりますことから、避難所も含め、状況に応じ必要な情報提供をします。ただし、感染症の対応につきましては、流行する感染症の特徴や性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、流行状況等により異なるため、事前の計画や周知は難しくなりますことから、原案のままとさせていただきます。	なし
2	第3部 第4章	34, 36	相談窓口のバリアフリー化 修正前「市は、コールセンター等の相談体制を構築する。」(p. 34, 36) 修正案「市は、コールセンター等の相談体制を構築し、高齢者や障害者、日本語が不自由な方でも利用しやすい多言語・多様な手段(電話、Web、対面等)を整備し、案内方法も具体化する。」	コールセンター等の相談体制につきましては、情報提供・共有の一環であり、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う (p. 34, 36) 旨の記載をしておりますので、原案のままとさせていただきます。	なし
3	第3部 第7章	48	ワクチン接種体制 修正前「市は、希望する全ての市民が速やかに接種を受けられるよう、市医師会等の協力を得ながら、準備期及び初動期に整理した接種体制を構築する。」(p. 51) 修正案「市は、高齢者や基礎疾患を有する市民が最優先で接種を受けられるよう、訪問接種や移動困難者への対応体制を明記し、速やかに接種できる仕組みを構築する。」	本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症が流行する可能性を想定し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう定めるものです(P. 5)。そのため、新型インフルエンザ等の発生時に国が定める基本的対処方針に基づき、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、対応して参ります(p. 10, 48)。 また、必要に応じて接種会場の増設等を検討するとともに、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市福祉部や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保(P. 48)する旨の記載をしておりますので、原案のままとさせていただきます。	なし

No.	該当箇所	(案)のページ	意見内容	市の考え	(案)の修正
4	第3部 第8章	54	医療機関との連携・搬送体制 修正前「市は、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。」(p. 54) 修正案「市は、高齢者や重症化リスクの高い患者が速やかに受診・入院できるよう、医療機関との連携体制(病床確保、発熱外来案内、搬送手段の確保等)を強化し、自治体が主導して調整する。」	埼玉県においては、新型インフルエンザ等の患者(以下、患者という)が入院する感染症病床の確保は埼玉県(以下、県という)が行います。また、発熱外来等につきましても、県が医療機関と協定を結び、県と協力し、市民等に周知する(p. 54⑦)旨の記載をしております。搬送手段については、患者の搬送手段確保は感染症法に基づき、市が行うことから、医療機関との連携を伴うものではありません。そのため、原案のままとさせていただきます。	なし
5	第3部 第11章	72	感染症情報の提供方法 修正前「市は、感染症に関する情報や発生時に取るべき行動等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。」(p. 72) 修正案「市は、感染症に関する情報や発生時に取るべき行動等について、高齢者向けに紙媒体や音声、やさしい日本語など多様な方法で提供し、理解しやすい情報発信を行う。」	市民への情報提供・共有につきましては、配慮が必要な方にも対応する必要があるため、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、工夫して感染症対策や各種支援策を周知・広報を行う(p. 72, 73)旨の記載をしておりますので、原案のままとさせていただきます。	なし
6	-	-	インフルエンザワクチン小児助成の拡充について (川口市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)第3部第7章) 1. 意見提出の趣旨 対策行動計画(案)に詳細は記載されていませんが、川口市におけるインフルエンザワクチン助成の対象が高齢者のみとなっている現行制度について、小児への助成もぜひご検討いただきたく、以下のとおり意見を提出します。 2. 小児は接種回数と費用負担の重さ まず、インフルエンザワクチンは13歳未満の小児では原則年2回接種が推奨されており、1人あたりの接種回数が多くなります。市内の医療機関の自費料金を見ると、1回あたり3,000~4,000円程度で設定されていることが多く、小児2人が2回ずつ接種しその両親も接種する場合、1シーズンあたり3万~4万円近い自己負担が発生します。子育て世帯の負担は決して小さくありません。一方で、市内在住の65	本計画は、新型インフルエンザ等の感染症に対する本市の行動計画を定めるものですので、原案のままとさせていただきます。 現行のインフルエンザワクチン接種に対する助成に関するご意見については、今後の市政の参考にさせていただきます。	なし

No.	該当箇所	(案)のページ	意見内容	市の考え	(案)の修正
			<p>歳以上の高齢者は市の助成により1回1,000円程度で接種できる仕組みとなっており、同じインフルエンザワクチンでありながら、実際の費用負担は小児のいる世帯ほど相対的に重くなっています。</p> <p>3. 市の人口構成と公衆衛生上の意義 川口市の人口構成を見ると、高齢者人口はおおよそ10万人規模、小児(0～14歳)も同程度かと思えます。市全体にとって小児世代も重要な居住者層です。特に小学生以下では、インフルエンザ流行期に保育園・幼稚園・学校を通じて感染が拡大しやすく、家庭内で高齢者や基礎疾患を持つ家族へうつるリスクも高くなります。近所の学校でも学級閉鎖があったと聞きました。小児への接種率を高めることは、個々の子どもの重症化予防だけでなく、集団としての感染拡大防止や医療逼迫の予防にもつながり、市全体の公衆衛生上のメリットが大きいと考えます。</p> <p>4. 他自治体の小児ワクチン助成の先行事例 さらに、全国的に見ると、小児インフルエンザワクチンについて独自の公費助成(全額または一部)を行っている自治体は多数存在し、半数以上の自治体は何らかの形で小児を支援しているとの調査もあります。例えば神戸市では、1歳～12歳を対象とした小児インフルエンザワクチンの助成制度を設けており、1回あたり一定額を公費で負担する仕組みとすることで、接種率向上と子育て支援の両立を図っています。また、約100の自治体が負担なしで小児ワクチン接種を行っており、一部負担の自治体と合わせて800程度(全国の半分程度)の自治体において、小児ワクチン接種推進の施策がなされており、子どもの健康と家計負担軽減を両立させる取り組みが広がっています。</p> <p>5. 子育て支援と「選ばれるまち」づくり 子育て世帯は教育費・住宅費など固定的な支出が多い中で、インフルエンザワクチンを含む任意接種への支出が負担となり、必要性を理解していても接種を見送らざるを得ない家庭もあります。小児への助成があれば、世帯年収に左右されにくく、より公平に予防接種の機会を確保しやすくなり、「子育てしやすいまち」としての川口市の魅力方向</p>		

No.	該当箇所	(案)のページ	意見内容	市の考え	(案)の修正
			<p>上、ひいては定住促進にもつながると期待されます。</p> <p>6. 要望事項 以上の理由から、高齢者と同様に、小児（特に13歳未満）に対してもインフルエンザワクチン接種費用の一部助成を行うこと もしくは、まずは就学前児や基礎疾患を有する小児などリスクの高い層から段階的に助成対象を広げること をご検討いただきたく要望します。インフルエンザワクチン助成を高齢者偏重ではなく、世代間でよりバランスのとれた制度としていただければ幸いです。</p>		
7	-	-	<p>20250418 whitehouseにより2024年12月コロナパンデミック委員会発行文書研究所起源説が追認された。20250923 トランプ大統領の第80回国連総会演説で無謀な実験がパンデミックを起こしたにも関わらず、多くの国は生物兵器と人工病原体を作り続けていると批判された。</p> <p>20090923 リビアの国家元首カダフィ大佐第64回国連演説で、新型インフルエンザウイルスが軍事目的の生物兵器であると先進国を非難。PACE Resolution 1749 (2010)欧州評議会議会paceがWHOによるpandemic定義変更について疑義・調査報告。H1N1も人工改変説が主張されているので平成25年4月新型インフルエンザ等対策特別措置法自体が立法事実不存在で無効ある。</p> <p>令和6年7月、国による、新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた、政府行動計画改定は19万件ものパブリックコメント。</p> <p>市長・保健部長・保険総務課長どのらは公文書非公開決定取り消しを求める審査請求書に主張された要件事実に対する「法律上の原因あり」(民法703条)との否認抗弁反証証拠を全く提出せずに、自治事務である寄付金事業不当利得返還債務を履行せずに検査・ワクチンと呼称されている遺伝子治療推進の「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」発表している。</p> <p>南アフリカのWHO脱退法案の前文 実際の、あるいは詐欺的なパンデミックやその他のスキームが、貧</p>	<p>本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法で作成が義務付けられており、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて作成しておりますので、このまま改定作業を進めて参ります。</p>	なし

No.	該当箇所	(案)のページ	意見内容	市の考え	(案)の修正
			<p>困層や労働者階級から億万長者や企業に富を移転しているという証拠があり、WHO の暴利行為への支援によって可能になっている。</p> <p>市長・保健部長・健康増進課長どのらの刑法 204 条傷害共同正犯の刑法 38 条故意について</p> <p>>135-148 号監査において、先行行為の無効性による立法事実不存在等について「厚労省にしたがっている」との回答をされているが、厚労省自身が 938 号審査請求理由書・981 号審査請求理由書において民法 703 条「法律上の原因無く」等要件事実該当非該当について否認・抗弁・反証証拠提出不作為であるので、そのような厚労省にしたがっても違法性は阻却されない。また厚労省はニュルンベルグ契約書不開示取消訴訟原告氏による供給契約不開示決定審査請求の理由書においてニュルンベルグは道徳倫理概念であるので遵守する法的義務がない、と主張している(名古屋地裁 平成 12・3・24 判例違反推定)、そのような厚労省にしたがっていることそれ自体が同意なき人体実験の傷害の故意ありといえる(iccpr 国際規約 7 条違反推定)・厚労省による接種勧奨終了後の実施はなおさらであり、2001 年地方自治法改正により従う義務のない 20201210 厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課通知等にしがいかルタヘナ条約違反の同意なき人体実験をワクチンと呼称することにより治験強制していれば確定的故意・積極的加害の意思ありといえる。</p> <p>ブッシュ政権元閣僚 Catherine Austin Fitts 氏によるオランダの資本家を被告とする Rechtbank Noord-Nederland, locatie Leeuwarden 民事訴訟で「年金問題を解決するための平均寿命短縮の政策の一環」との陳述が提出された</p> <p>国防総省のプロジェクトであり公衆衛生は無関係である。</p> <p>検査・ワクチンを推進したいのならば、市長・保健部長・保険総務課長どのの給料で私的にやるべきであり、公金泥棒は許されない。</p>		